

# 施設の感染性胃腸炎対策は万全ですか？

～感染性胃腸炎による嘔吐物の処理方法と  
集団感染を防ぐ方法を学ぶ～

解説テキスト

金沢市保健所

# 施設の感染性胃腸炎対策は万全ですか？

## 目次

- 第1章 夜間に二人部屋で嘔吐した入所者を発見！ …… 1
  - ・消毒範囲の確認
  - ・消毒のポイント
  - ・発症者と同室者の居室
- 第2章 日中の食堂で車椅子の入所者が嘔吐！ …… 2
  - ・汚染した車椅子の消毒
  - ・汚染した食器の消毒
  - ・嘔吐したテーブルの同席者の居室
- 第3章 ノロセット(嘔吐物処理用物品一式)と個人用防護具の脱衣手順を確認する …… 3
  - ・ノロセット物品の確認
  - ・個人用防護具の脱ぎ方のポイント
- 第4章 汚染しやすい箇所・行為と環境消毒が不十分となりやすい箇所を知る …… 4
  - ・下痢をした時の汚染範囲
  - ・トイレ利用時に手が触れる箇所
  - ・汚物処理室(洗浄行為による汚染)
  - ・環境消毒が不十分となりやすい箇所
- 第5章 感染を拡大させないために …… 5
  - ・サーベイランス
  - ・マニュアルの活用

## 感染性胃腸炎の基礎知識

- 【原因】** 多種多様な原因によるものを包含する症候群。ノロウイルスによるものは1年中発生するが、特に冬季に流行する。春のピークはロタウイルスによる。冬季にお腹に付いた風邪と言われるものは、ウイルス性の感染性胃腸炎であることが殆どである。
- 【潜伏期間】** ノロウイルスは1～2日であることが多い
- 【主な症状】** 嘔気、嘔吐、下痢が主症状であるが腹痛、頭痛、発熱、倦怠感を伴うこともある。1～2日続くが、特別な治療をせず軽快する。乳幼児や高齢者、体力が弱っている者では嘔吐、下痢による脱水や窒息に注意が必要である。ノロウイルスは症状が消失した後でも数日から1か月近く便中に排泄される。
- 【感染経路】**
  - ・食品中のノロウイルスの加熱処理が不十分である経口感染
  - ・ノロウイルスに感染した人の便や嘔吐物からの二次感染
  - ・感染者が嘔吐した時に周囲にいた人への飛沫感染
  - ・嘔吐物が乾燥するとウイルスが空中に漂い口に入っでの感染
- 【特徴】** ウイルスの活性を失わせるには、エタノールや逆性石けんはあまり効果がない。85℃以上で1分以上加熱するか、次亜塩素酸ナトリウム液で消毒する。

## 第1章 ■ 夜間に二人部屋で嘔吐した入所者を発見！

### ▶ 消毒範囲の確認

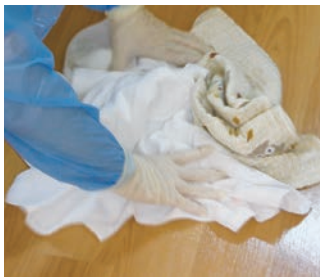


嘔吐があった場合には、周囲2メートルは汚染していると考えます

【感染を拡大させないためのポイント】

- ・ 発見した職員は、汚染範囲の消毒が終了するまで汚染エリアから出ない
- ・ 別の職員が非汚染エリアにノロセット等の必要物品を配置し、消毒する職員を介助する
- ・ 職員の少ない夜間に発症した場合の対応手順を決めておく

### ▶ 消毒のポイント



嘔吐物の処理を行う職員は、個人用防護具を着用して、迅速かつ正確な処理を行います。個人用防護具は使い捨て、処理中に汚染した場合はその都度、交換します

【処理の手順】

- ① 嘔吐物を使い捨ての布などで覆う
  - ② 使い捨て布を外側からおさえて、嘔吐物を中央に集めるように拭き、ビニール袋に入れる
  - ③ さらに、もう一度、ぬれた使い捨て布で、外側から中央に拭き、ビニール袋に入れ封をする
  - ④ 0.1%次亜塩素酸ナトリウム液に浸した使い捨て布をゆるく絞って拭く
- ※ 嘔吐物の周囲2メートルを拭き、拭いた布はビニール袋に入れる
- ⑤ ④をもう一度行う

### ▶ 発症者と同室者の居室



Q 発症者と同室者の居室はどうしますか？

A 発症者は個室対応が原則です。食事や排泄も居室で行う環境を整えます。個室が準備できない場合は、発症者をカーテンで仕切り、同室のまま経過をみます。

Q なぜ、個室で対応するの？

A 同室者も既に感染している可能性があり経過観察が必要です。

## 第2章 ■ 日中の食堂で車椅子の入所者が嘔吐！

### ▶ 汚染した車椅子の消毒



ノロウイルスは感染力が強く、環境（ドアノブ、手すりなど）からもウイルスが検出されます

嘔吐物で汚れた車椅子は消毒をしてから非汚染エリアに出します。0.1%次亜塩素酸ナトリウム液に浸した使い捨て布をゆるく絞って拭きます

これを2回行います

タイヤも忘れず消毒します

### ▶ 汚染した食器の消毒



食器が嘔吐物で汚れた場合は、嘔吐物をできるだけ除き、蓋付き容器の中の0.02%次亜塩素酸ナトリウム液に十分浸して消毒した後、厨房へ下げます

厨房にウイルスを持ち込まないようにします

(参考)

嘔吐物が付着していない食器の消毒

- ・自動食器洗浄器(80℃ 10分間)
- ・洗剤による洗浄と熱水処理後に乾燥

### ▶ 嘔吐したテーブルの同席者の居室



Q 発症者の居室はどうしますか？

A 発症者は個室対応が原則ですが、個室が準備できない時は、カーテンで仕切ります

Q 同席者の居室はどうしますか？

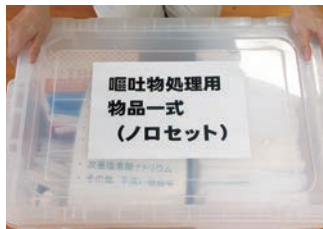
A 発症の可能性が高く、できる限り個室に移します

個室が準備できない場合は、同室で経過観察をする方法も検討します

接触感染対策である環境消毒を徹底します

## 第3章 ■ ノロセット(嘔吐物処理用物品一式)と個人用防護具の脱衣手順を確認する

### ▶ ノロセット物品の確認



- 使い捨てマスク
- 使い捨て手袋
- 使い捨て袖付きビニールエプロン
- ペーパータオル
- 使い捨て布 ※十分な枚数が必要
- ビニール袋
- 次亜塩素酸ナトリウム
- その他必要な物品

いざという時にすぐに使えるように、専用の蓋付き容器に用意しておきます

### 消毒液の作り方(例)

5%次亜塩素酸ナトリウムを使用する場合

※作成時は手袋を着用すること ※消毒液容器キャップ内側10mlラインで計量

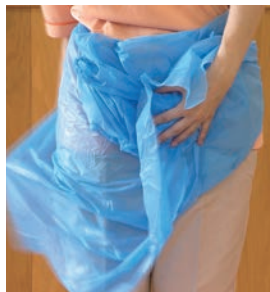
**便・嘔吐物が付着……………0.1%**

- ・ 消毒液10mlに水を入れ、できあがり500ml
- ・ 消毒液40mlに水を入れ、できあがり2L

**床・手すり等環境……………0.02%**

- ・ 0.1%を5倍に希釈する
- ・ 0.1% 500mlに水2Lを加える
- ・ 消毒液10mlに水を入れ、できあがり2.5L

### ▶ 個人用防護具の脱ぎ方のポイント



#### 【手袋】

- ・ 手首あたりの外側をつまみ、中表にするように片側の手袋を外します
- ・ 手袋を外した手の指先を、もう片方の手首と手袋の間に滑り込ませ、引き上げるように2枚ひとつたまりに脱ぎます
- ・ 手袋を外す際に手首が汚染しないように十分な注意が必要です

#### 【袖付きビニールエプロン】

- ・ 首ひもをちぎって外し、肩が見えるまで引き下げます
- ・ 内側を反対側の手で引き下げようにし、袖を脱ぎます
- ・ 足元から腰の方へ、中表になるように巻き上げます
- ・ 腰紐をちぎって外します

#### 【マスク】

- ・ マスクの表面は触らずに、ゴム紐をつまんで外します

個人用防護具を入れたビニール袋は封をします

## 第4章 ■ 汚染しやすい箇所・行為と 環境消毒が不十分となりやすい箇所を知る

### ▶ トイレで下痢をした時の汚染範囲

長野県北信保健福祉事務所

「トイレを起点とするノロウイルス汚染拡大の検証」



※ホームページに詳しく公開されています

下痢便によるお尻の汚染を拭き取った後は、手首までしっかりと、石けんと流水で洗い流すことが必要です

### ▶ トイレ利用時に手が触れる箇所



### ▶ 環境消毒が不十分 となりやすい箇所

- ・ ドアノブ
- ・ 廊下手すり
- ・ 部屋の電気スイッチ
- ・ 窓の鍵
- ・ 車椅子
- ・ テーブル
- ・ ベッド柵
- ・ 床頭台
- ・ エレベータースイッチ
- ・ 職員の更衣室ドアノブ

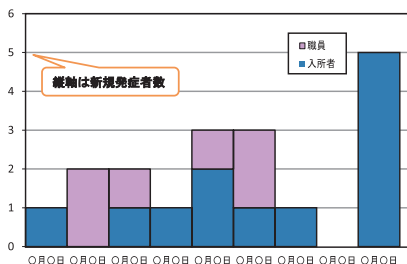
### ▶ 汚物処理室(洗浄行為による汚染)



シンクの深さや流量で水はねの違いはありますが、縦横1メートル程はねるといふ報告もありますので、個人用防護具を着用します  
液体石けんで手洗いをしてから汚物処理室をめます

## 第5章 ■ 感染を拡大させないために

### ▶ サーベイランス



時間・場所・人で整理して感染状況を把握します

#### 【時間・流行曲線】

横軸は発症日  
縦軸は新規発症者数  
発症者数が減らない時は感染が拡大していると考えます

横軸は発症日

### ▶ マニュアルの活用



健康チェック表や嘔吐物処理方法、具体的な消毒液の作り方などはマニュアルに入っていますか

職員はいつでも実践できるようにします

集団感染を疑ったら保健所に報告します

【社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告(抜粋)】

同一の感染症等による

- 重篤患者が1週間以内に2名以上
- 10名以上又は全利用者の半数以上
- 上記に該当しないが、通常の発生状況を上回る

## 感染対策の基本は「手洗い」



石けんと流水で洗い流します

正しい洗い方を確認できるようにポスター等を貼っておきます

ポスターは金沢市公式ホームページからダウンロードできます

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/23801/kansen/tearaiposter.html>

## 参考資料

---

- ノロウイルスに関する Q & A (厚生労働省)  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>
- 高齢者介護施設における感染対策マニュアル(平成25年3月)厚生労働省  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/>
- 感染性胃腸炎とは (国立感染症研究所感染症情報センター)  
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/383-intestinal-intro.html>
- 長野県北信保健福祉事務所「トイレを起点とするノロウイルス汚染拡大の検証」  
<http://www.pref.nagano.lg.jp/hokuho/syokuhin-anzen/documents/toirenoro.pdf>
- 厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」  
(平成17年2月22日)

平成26年10月

監 修 / 藤田信一 (前 金沢大学附属病院感染制御部長)

撮影協力 / 医療法人社団 仁智会

制 作 / 株式会社エム.ビデオプロダクション

企画・発行 / 金沢市感染症対策支援ネットワーク運営委員会

金沢市保健所地域保健課(事務局)

〒920-8533 金沢市西念3丁目4番25号

TEL 076-234-5102